

国際税務 QI/FATCA/CRS 関連情報

2017 年度 FATCA 報告様式 8966・インストラクション (案)および FFI 契約更新期限の延長を公表

2017 年 8 月 23 日

米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service: 以下「IRS」) は 2017 年 7 月 21 日に [2017 年度版 FATCA 報告様式 8966\(案\)](#) (IRS ウェブサイト(英語、PDF)) を、また、8 月 9 日には同 [インストラクション\(案\)](#) (IRS ウェブサイト(英語、PDF)) を公表した。2017 年度版(案)では主に、2017 年 1 月に公表された FATCA (Foreign Account Tax Compliance Act: 外国口座税務コンプライアンス法) 最終規則を踏まえた変更が行われている。

また、[一般的な FATCA に関する FAQ](#) (IRS ウェブサイト(英語)) に、FFI (Foreign Financial Institution: 外国金融機関) 契約更新期限の延長および更新手続きを行わなかった場合の FFI ステータスに関する FAQ が新たに追加された。

本ニュースレターでは、これらのうち、日本の金融機関において特に関連する可能性のある事項について概要を記載する。

1. 2017 年度版様式 8966・インストラクション(案)の重要な変更点

(1) 不参加 FFI が所有する口座に関する報告

2015 年・2016 年様式 8966 において義務付けられていた、不参加 FFI が所有する口座に関する報告が、2017 年度より不要となることが明記された。これに伴い、様式 8966 パート II の 5 の欄およびパート V の 1 の欄の不参加 FFI (Non-participating FFI) にチェックを記入して提出することはなくなることとなった。

(2) 不同意米国民人口座に関する報告モデル 2 FFI の報告

2017 年度版様式 8966 のインストラクション(案)では、報告モデル 2 FFI による不同意米国民人口座の報告が明確化された。

【既存口座を報告する場合】

米国(法)人である非協力的口座所有者 (Recalcitrant account holders that are U.S. person)、または米国人

示唆情報を有する非協力的口座所有者 (Recalcitrant account holders with U.S. indicia) を報告の種類として選択し、報告しなければならない。

【新規個人口座を報告する場合】

口座開設後に元の FATCA ステータスが正確性または信頼性に欠けることを、状況の変化により知り得る場合、かつ有効な自己宣誓を取得できない場合、米国人示唆情報を有する非協力的口座 (Recalcitrant account holders with U.S. indicia) を報告の種類として選択し、報告しなければならない。

(3) 合併および買収による合算報告

合併または買収により、承継企業となる参加 FFI (報告モデル 2 FFI を含む) が他の参加 FFI (報告モデル 2 FFI を含む) である消滅企業の口座を取得した場合、承継企業は合併または買収が行われた暦年における消滅企業の様式 8966 報告義務を引き受けることができる。ただし、財務省規則 § 1.1471-4T(d)(2)(ii)(G)(1) から(4) の以下の要件を満たすことが条件とされる。

- 承継者は、合併または口座の有償による一括買収において、被合併者が保有する実質的に全ての口座、または被合併者の支店において保有される実質的に全ての口座を取得しなければならない
- 承継者は、§ 1.1471-4(d)(3) または (d)(5) で義務付けられる範囲内で、取得年度に関する被取得口座の様式 8966 上での報告に同意しなければならない
- 承継者は、取得年度について米国民人口座であるいずれの被取得口座に関しても、内国歳入法 1471 条(c)(2) および § 1.1471-4(d)(5) に基づく報告を選択してはならない
- 承継者は、様式 8966 が結合報告方式で提出される旨を、IRS が規定する様式上かつ方法で IRS に通知しなければならない

2. FFI 契約更新期限の延長および更新手続きを行わなかった場合に関する FATCA FAQ の追加

一般的な FATCA に関する FAQ (FATCA – FAQs General) の Registration Update に、FFI 契約更新に関する FAQ、Q12 が追加された。これにより、当初 2017 年 7 月 31 日であった FFI 契約更新期限が、2017 年 10 月 24 日までに延長されることとなった。当該期日までに手続きを行えば、2017 年 1 月 1 日にさかのぼって FFI 契約が締結され、2017 年 1 月 1 日から有効となった最新の FFI 契約を遵守する参加 FFI とみなされる。2017 年 10 月 24 日までに更新を行わなかった場合、FATCA 登録ステータスが“不備あり (Incomplete)”となり、2017 年 1 月 1 日より不参加 FFI であったとみなされる。また、月次更新されている [FFI リスト](#) (IRS ウェブサイト(英語))において、11 月更新分より当該 FFI は削除され、GIIN (Global Intermediary Identification Number: グローバル仲介人識別番号) も表示されなくなる。

おわりに

現時点で公表されている様式 8966 およびインストラクションはあくまで案であり、最終版の公表が待たれる。2017 年度 FATCA 報告を行う際には、必ず最終版の様式およびインストラクションを確認した上での報告が必要となるので留意されたい。また、FFI 契約更新期限が延長されたが、不参加 FFI とみなされると QI としての取引にも影響が及ぶ可能性もあるため、手続きを完了していない金融機関においては早急な対応が求められる。

なお、デロイトトーマツ税理士法人では、FFI 契約更新、FATCA 報告や、様式およびインストラクションの和訳を適宜用意するなど、FATCA 報告を行う金融機関に対し全面的サポートを行っている。特に、2018 年 7 月 1 日が期限となる FATCA に関する宣誓については、事前に定期的検証の実施が求められていることから、日本の金融機関からも多数のお問い合わせをいただいている。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

問い合わせ

米国税務および QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
マネジャー	Yeh Ching-Feng (Vincent)	ching-feng.yeh@tohatsu.co.jp
マネジャー	五十嵐 寿行	hisayuki.igarashi@tohatsu.co.jp
マネジャー	高島 憲一	kenichi.takashima@tohatsu.co.jp
アシスタントマネジャー	上田 真樹	masaki.ueda@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ 合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters” を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社 (デロイト トーマツ 税理士 法人を含む) がこれに限らない、以下「デロイト ネットワーク」と総称します) に帰属します。著作権法により、デロイト ネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001